

## 《用語の意義》

この計画における主な用語の意義及び用法は、次のとおりとする。

用語	意義及び用法
事態対処法	武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）を指す。
国民保護法	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）を指す。なお、図表等で単に「法」と表記している場合もこの法律を指す。
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（武力攻撃事態には至っていないが、事態が切迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態）をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。なお、国民保護法第183条により、武力攻撃事態の規定が準用される。
武力攻撃等	武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。
武力攻撃等事態	武力攻撃事態等及び緊急対処事態をいう。
対処基本方針	事態対処法第9条に規定するもので、武力攻撃事態等に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。
緊急対処事態対処方針	事態対処法第25条に規定するもので、緊急対処事態に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。
対処基本方針等	対処基本方針及び緊急対処事態対処方針をいう。
武力攻撃等災害	武力攻撃等により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的及び物的災害をいう。 武力攻撃による災害と緊急対処事態における災害を区分する場合は、「武力攻撃災害」又は「緊急対処事態における災害」と表記する。

国民(緊急対処)保護措置	対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定(地方)行政機関、地方公共団体、指定(地方)公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる国民の保護に関する措置(武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃等が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、同号へに掲げる措置については、対処基本方針等が廃止された後のものを含む。)をいう。なお、国民保護法第183条により、緊急対処保護措置は、国民保護措置の規定が準用される。
対策本部(長)	国では武力攻撃事態等対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急処理事態対策本部(長)をいう。 それぞれを区分する必要があるときは、「(国)対策本部(長)」、「(府)対策本部(長)」、「(市)対策本部(長)」と表記する。
指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方行政機関	国の地方行政機関で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定(地方)行政機関	指定行政機関及び指定地方行政機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いる。
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、武力攻撃事態対処法施行令で定めるものをいう。
指定地方公共機関	大阪府の区域において、電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公益的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で知事が指定するものをいう。
指定(地方)公共機関	指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。両者に共通する事項について記述する場合は、この表記を用いる。
第五管区海上保安本部等	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署
海上保安部(長)等	大阪海上保安監部(長)及び堺海上保安署(長)をいう。
消防組合	堺市高石市消防組合消防本部及び各消防署をいう。

消防機関	消防組合及び堺市美原消防団をいう。なお、文脈の中で同一の意味で「消防」との表記も用いる。
消防長	堺市高石市消防組合消防本部消防長をいう。
自主防災組織	災害対策基本法第5条に定める公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。
要避難地域	住民の避難が必要な地域をいう。
避難先地域	住民の避難先となる地域(住民の避難の経路になる地域を含む。)をいう。
安否情報	避難住民及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した住民(当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む。)の安否に関する情報をいう。
応急避難	当面の危険から身の安全を確保するための応急的な避難又は退避行動をいい、避難の指示や退避の指示に基づく屋内避難及び個人の判断で行う自主避難若しくは退避行動をいう。
一時集合場所	武力攻撃等事態において、住民の避難が必要な場合に、避難住民等の把握及び輸送を行うための拠点となる場所をいう。